

第五次流山市障害者計画・第4期流山市障  
害福祉計画策定に係る実態調査及び  
PDCAサイクルによる計画策定について

平成26年6月17日  
流山市福祉施策審議会資料

流山市健康福祉部障害者支援課

# まえがき

第五次流山市障害者計画と第4期流山市障害福祉計画の策定にあたり、計画策定に絶対必要となる実態調査とその結果、計画の策定方法、策定後の評価見直しについて、その手順と方法をしっかりと取り決めることで、とかく計画は立てたものの立てただけで終わることがないように、PDCAサイクルを取り入れ、より計画を実行性のあるものにしたいと考えこの資料を策定したものです。

## I. 計画策定と障害者の実態調査と結果について

### 1. 計画策定について

#### (1) 計画策定の根拠

##### ① 計画の概要

- 「障害者計画」は、障害者基本法第11条に基づくものです。流山市の障害者施策全般に関する基本的な指針を定めるものとなります。
- 「障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく計画です。流山市のこれからの障害福祉サービスの提供量について予測し、具体的数値目標等を定めるものとなります。

##### ② 計画の期間

- 第五次流山市障害者計画は、平成27年度～平成32年度までの6年間とします。
- 第4期流山市障害福祉計画は、平成27年度～平成29年度までの3年間とします。

- 障害者基本法（抜粋）  
（障害者基本計画等）

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

- 障害者総合支援法（抜粋）  
（市町村障害福祉計画）

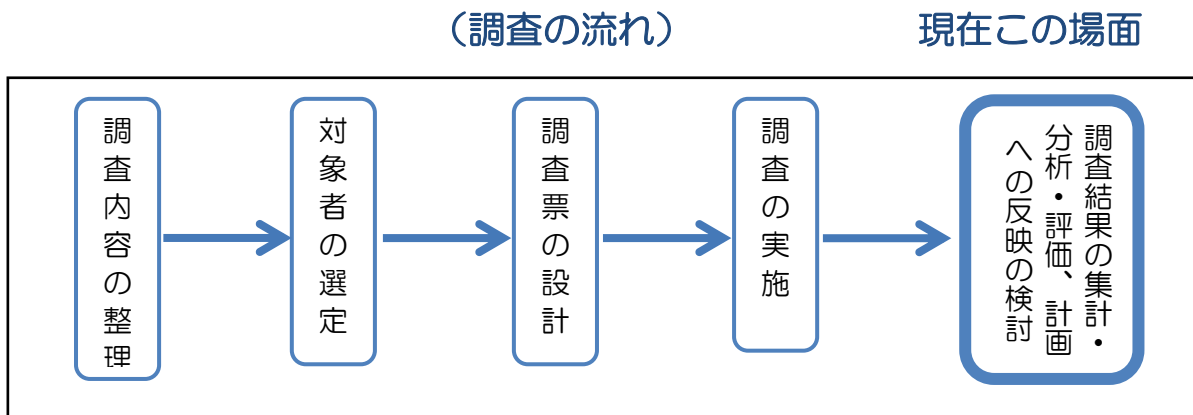
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2～4 略

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

## (2) 障害者等の実態を把握するための調査の実施

- 別紙、流山市障害者計画アンケート調査 調査報告書参照。



## (3) 調査結果の集計・分析、計画への反映

### ① 調査結果の集計・分析

- 調査結果の分析に当たって、項目ごとの分析を行っていきます。

### ② 調査結果の障害福祉計画への反映

- 調査の分析の結果、今後サービスの利用者数が増加することが見込まれる等の課題がある場合には、その結果を障害福祉サービスの見込量等に反映して行きます。
- 調査の結果をサービスの見込量等に反映する場合に留意することとして、サービスの利用意向等を直接反映すると、見込量と実際の利用量に大幅なずれが生じる可能性があるため、分析を通じた見込量の算定などをはじめ、介護者の状況やサービスの利用意向等を勘案した上で、適切な数値を計画に反映していきます。

時 期	内 容
平成25年12月中旬～平成26年1月中旬	<計画策定のための準備作業> ●ニーズ調査の実施 (内訳) 標本数 1,000人 身体障害者 600人 知的障害者 150人 精神障害者 200人 障害児 50人
平成26年2月～3月	●調査票の集計・入力・課題分析

4月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>●流山市福祉施策審議会へ計画策定について諮問（4月）</li> <li>●前計画の検証と新計画素案作成（4月～9月） ＜計画策定のための各会議への情報提供と意見交換＞</li> <li>●流山市福祉推進会議・流山市自立支援協議会 進捗状況、内容、方向性について適時説明</li> <li>●流山市福祉施策審議会 進捗状況、内容、方向性について適時説明</li> <li>●諸計画策定委員会 素案の進捗に応じて適時開催</li> </ul>
10月	●流山市福祉施策審議会から計画策定について答申
11月	<p>＜パブリックコメント実施について各会議に説明＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●政策調整会議（11月上旬）</li> <li>●庁議（11月上旬）</li> <li>●正・副議長説明（11月17日）</li> <li>●全員協議会（11月18日）</li> </ul>
平成26年12月中旬～平成27年1月中旬	●パブリックコメントの実施（1か月間）
平成27年1月末までに	●パブリックコメントによる市民からの意見に対する回答作成
平成27年1月～3月	<p>＜パブリックコメント実施結果と市民からの意見に対する回答について各会議に説明＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●政策調整会議（2月上旬）</li> <li>●庁議（2月上旬）</li> <li>●正・副議長説明（2月6日）</li> <li>●全員協議会（2月9日）</li> <li>●計画の成案策定</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パブリックコメント実施結果と市民からの意見に対する回答公表（3月上旬）</li> <li>●諸計画策定委員会</li> <li>●議会への報告</li> </ul>
4月	●広報で計画概要の公表

## Ⅱ. 第五次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画のPDCAサイクルについて

### 1. PDCAサイクルの必要性

#### (1) PDCAサイクルの導入

第五次流山市障害者計画・第4期障害福祉計画策定にあたっては、PDCAサイクルを取り入れた策定を目指すものとします。

##### ① PDCAサイクルの必要性

- 計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくものです。
- そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応していくことになります。

流山市の場合、流山市福祉施策審議会、流山市福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会が、そうした話し合いの場となります。

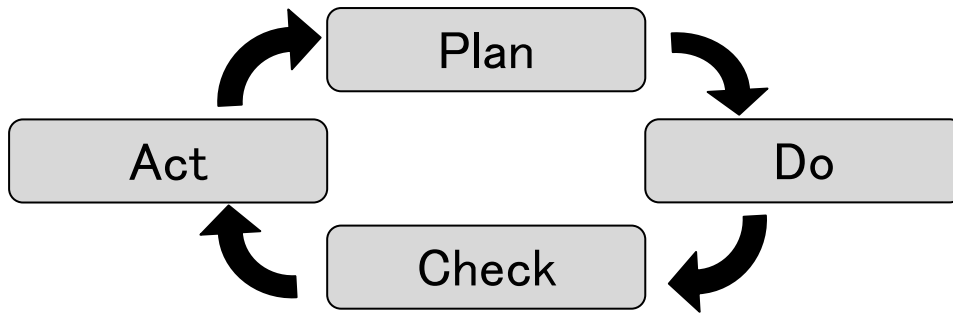
##### ○ 障害者総合支援法（抜粋）

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

##### ② PDCAサイクルとは

- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。
- 業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

### (PDCAサイクルのイメージ)

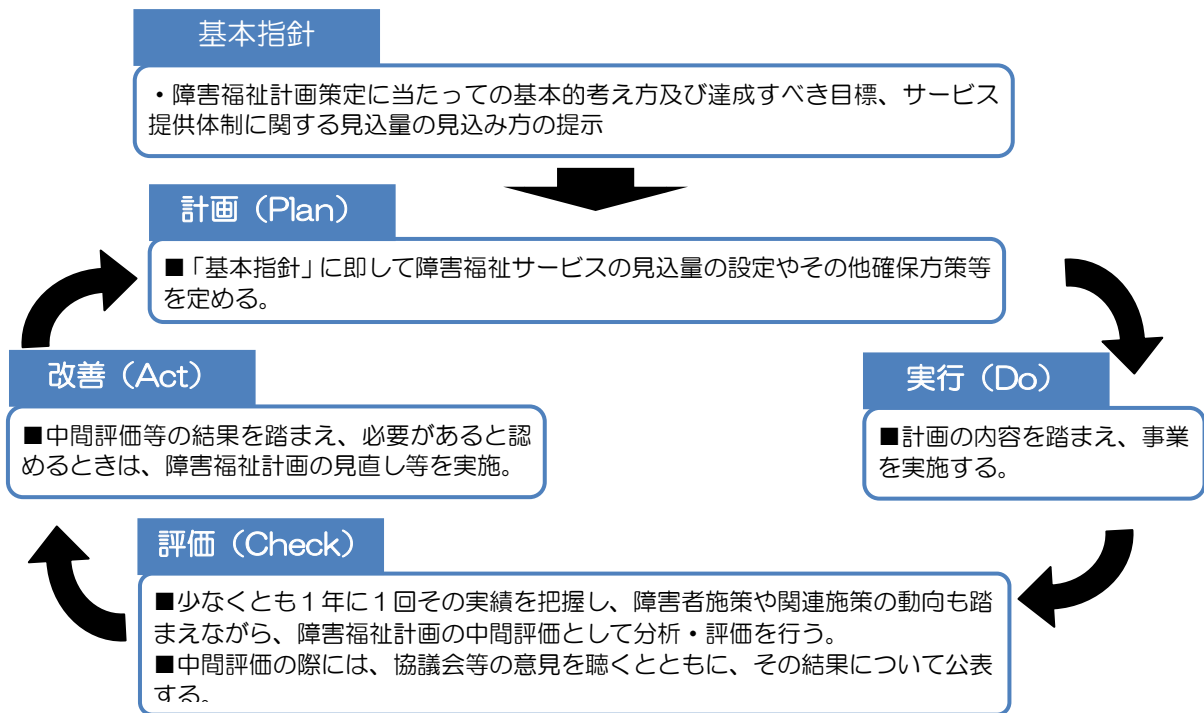


計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

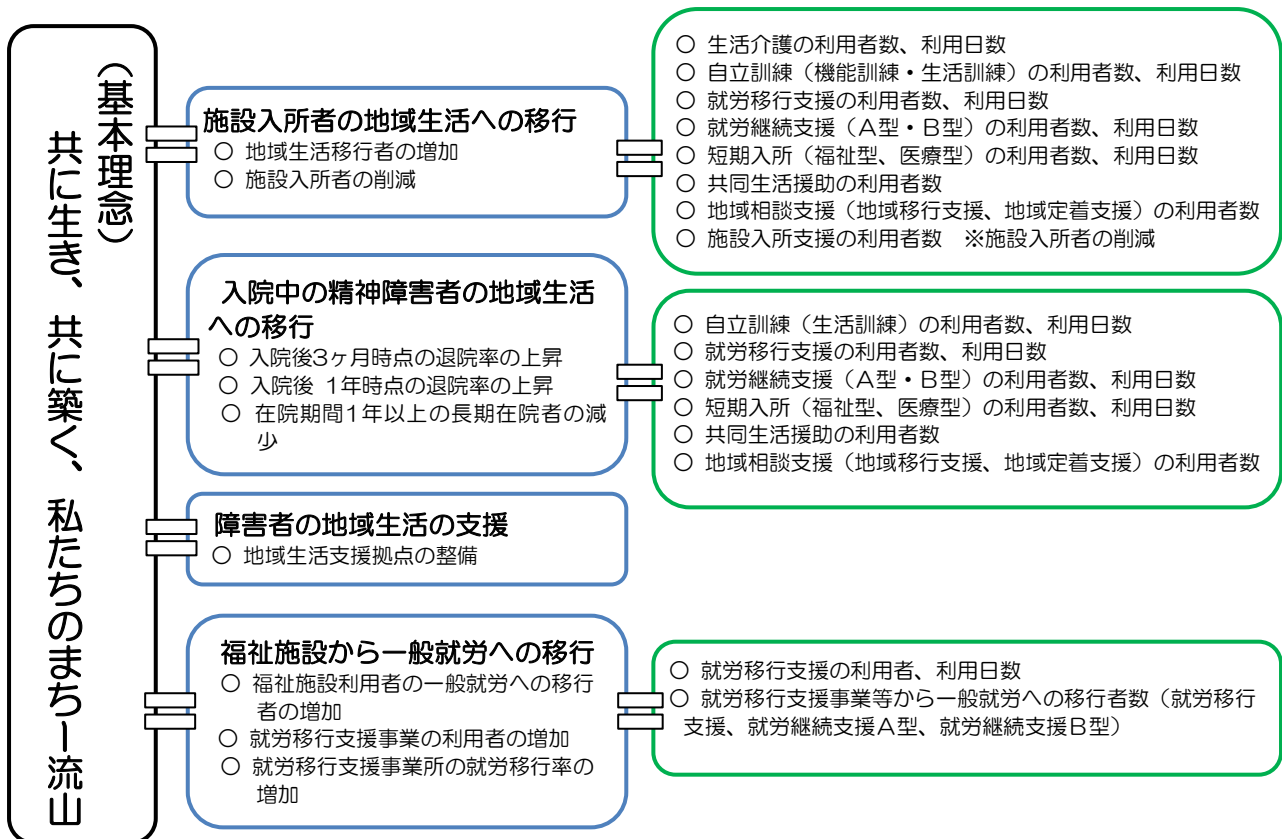
## (2) 計画策定とPDCAサイクルの利用

- 特にサービス支給量の数的目標値を設定する第4期流山市障害福祉計画においては、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の整備、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保する必要があります。
- その上で、PDCAサイクルのプロセスは、次のとおりとします。
  - ・ 少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
  - ・ また、中間評価の際には、流山市福祉施策審議会、流山市福祉推進会議、流山市地域自立支援協議会協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表していきます。
- 第4期流山市障害福祉計画においては、これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に、計画作成の段階において、障害者計画の基本指針に即しつつ地域の実情に応じて目標設定をします。

## (第4期流山市障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



## (基本理念と計画の関係)



## 2. 第五次流山市障害者計画・第4期流山市障害福祉計画におけるPDCAサイクル

### (1) 計画 (Plan)

- 計画においてPDCAサイクルを実施することを考えた場合、計画の作成の段階から、
- 計画の策定と評価を行う体制の整理。
- 計画の策定の段階で、どの時点で実績を把握し分析・評価を行うかのスケジュールを整理。

#### ① PDCAサイクルのスケジュール設定

- PDCAサイクルにより計画の内容の進行管理を適切に行うためには、計画の作成時点において、どの時点で実績を把握し、評価を行うかについて、整理します。
- 実績を把握するため、評価のタイミングに合わせて準備します。また、評価の結果、課題等が見つかった場合には改善につなげるため、次年度の予算要求のタイミングに合わせてPDCAサイクルを実施します。

#### (毎年度の中間評価におけるPDCAサイクルのスケジュール設定のイメージ)

月	庁内での取組	協議会等での取組
4月		
5月	(障害者支援課)	
6月	・目標等の進捗状況の調査、分析、課題等の整理	・目標等の進捗状況の報告、意見集約
7月		
8月	(障害者支援課)	
9月	・協議会等の意見等を踏まえ、対応方針を検討	
10月	(庁内関係部局)	
11月	・検討状況の進捗の報告等	
12月		
1月		
2月		・次年度の取組等を報告、意見集約
3月		



## (2) 実行 (Do)

○ 計画の実行は、作成した新しい計画を基に目標等の達成に向けて施策を推進します。

### ① 計画の周知

○ 作成した新しい計画については、サービス事業所や障害者団体等だけではなく、広く管内の住民に対しても周知します。

### ② 評価 (Check) のための準備

○ PDCAサイクルを実施するにあたり、実績を把握するにあたり、サービスの利用実績のように障害者自立支援給付等実績データ（国保連データ）では把握できないものについては、各担当者の実績集計を利用します。

## (3) 評価 (Check)

○ 計画の評価は、少なくとも1年に1回中間評価として実施します。

### ① 中間評価

○ 計画の中間評価では、実績を基に、直近の状況から計画最終年度において設定した目標が達成できるかどうか等を含めて分析・評価を行い、必要に応じて計画を見直すこと等の措置を検討します。

○ 中間評価においては、設定した目標等の達成状況に問題がない場合には、引き続き、実施している施策等の推進を行っていくこととしますが、達成状況に問題が見られる場合には、その要因を分析します。。

○ 要因分析の結果、目標等が達成される見込みがない等の課題が出た場合、目標が達成されるよう改善方策の検討を行います。この場合、必要に応じて、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直し等も含めてどのような対応をとるかを検討します。

### (分析・評価の視点)

目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目標の設定の際の想定をふりかえり、実績との差異を分析する。</li><li>・ 目標にかかる実績を分析し評価する。また、目標に関わる事業者等の動向についても合わせて把握し、現在の課題等を整理する。</li><li>・ 目標と実績で齟齬が生じている場合は、現状をふまえて目標を見直すのか、目標に向けて新たな指標（事業等の充実や新規事業の追加等）の設定について検討を行う。</li></ul>
実績評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国保連データ等を活用し、サービス利用実績と見込量との差異を分析する。</li><li>・ 事業者等の動向について把握し、サービスの供給状況等から今後のサービス提供体制について検討する。</li><li>・ サービス利用実績と計画の見込量との乖離が大きい場合は、サービスの利用・供給増に向けた活動内容の充実や新たな活動の検討等を行う。</li></ul>

#### (4) 改善 (Act)

- 計画の改善は、中間評価の結果等を受け、施策の見直し・新規施策の追加や計画の見直し等も含めた対応を実施することとします。
- 計画の見直しを行う場合においては、協議会等における意見も交えつつ、計画の策定に必要な手続きを踏まえたうえで、計画の見直しを行うこととします。

#### まとめ

- ① 現在の第四次障害者計画と第3期障害福祉計画の検証をしっかりと行い、新たな計画作成の基礎にします。
- ② 前計画同様、自前による策定とし、10月計画素案完成を目指すものとします。
- ③ 福祉手当見直しで答申された、サービス等の充実（相談支援事業所の開設、サービス利用計画の作成、重度医療費の現物給付化、つばさ学園の児童発達支援センター化、グループホームの整備等）を明確に盛り込むこととします。